

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	高額介護予防サービス費相当事業費の支給		
根拠法令及び条項	地域支援事業実施要綱別記1(1)ア(コ) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2の2、第29条の2の2		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) ① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。 ② 対象 対象となるサービスは、指定事業者(介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。)によるサービスである。 ③ 実施内容 市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第51条又は法第61条に基づく給付の高額介護(予防)サービス費の支給を算定した後、高額介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額介護(予防)サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額介護(予防)サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。 ④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者 住所地特例適用被保険者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該被保険者に対する地域支援事業の費用は保険者市町村が負担することになるため、住所地特例適用被保険者の高額介護予防サービス費相当事業は保険者市町村が実施する。		
審査基準 設定年月日	平成18年6月9日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日

所管部署	健康福祉部 長寿支援課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。